

議案第77号

市道路線の廃止について（市道C297号線）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止する。

記

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
C297号線	大字木蓮寺字西金子 807-1	大字木蓮寺字西金子 794-2	

令和5年8月28日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

当該路線の区域に含むべきである未認定の箇所が確認され、路線の終点の見直しが必要となったことから廃止したいので、この案を提出するものである。